

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

後

期高齢者医療のお知らせ

健康診査・歯科健診の受診

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査や歯科健診を実施しています。

4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」および「歯科健診のお知らせ」を送付します。年度途中に新たに75歳を迎える人には、誕生月の翌月に送付します。

広域連合が指定する医療機関や歯科医院などに受診予約し、受診日当日は被保険者証（健康診査は受診券も）をお持ちください。受診は年度中1回のみ無料です。

ただし、次に該当する人は、健康診査および歯科健診の対象外です。

- ① 病院または診療所に6カ月以上継続して入院中の入
- ② 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所または入居している人

※ 退院・退所など事情の変更があった際は受診券を発行しますので、お問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受診の際は必ず事前に医療機関、歯科医院へ、実施状況などをお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受診の際は必ず事前に医療機関、歯科医院へ、実施状況などをお問い合わせください。

人間ドック費用の一部助成

被保険者に、人間ドック受診費用の一部を助成します。

費用の助成は、健康保険課後期高齢者医療担当、各市民センター、山滝支所（内畑町）で申請してください。後日、指定の口座に振り込みます。助成は上限2万6千円で、年度中1回のみです。

▼申請に必要なもの

受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書、被保険者証、振込口座のわかるもの（通帳など）、印鑑
 問合せ 健康保険課後期高齢者医療担当（☎423・9468）

国

民健康保険のお知らせ

問合せ 健康保険課資格賦課担当（☎423・9458）

忘れず加入・脱退手続きを

就職や退職などで国民健康保険に加入・脱退する場合は、14日以内に手続きをしてください。

国民健康保険の加入

対象 退職して勤務先の健康保険を脱退した人、または任意継続していた保険を脱退した人（被扶養者を含む）

国民健康保険の脱退

対象 勤務先の健康保険に加入した人（被扶養者を含む）
 ※ 手続きが遅れると不要な保険料の納付や引き落としが発生することがありますのでご注意ください。

加入・脱退の手続き方法

手続きには、郵送と窓口の2通りがあります。
 ▼郵送：下表の必要なものを、郵送（なるべく簡易書留）で、健康保険課資格賦課担当（〒596-8510）へ

▼窓口：下表の必要なものを持参し、直接、健康保険課、各市民センター、山滝支所（内畑町）へ
 被保険者番号に枝番が追加されます

医療機関・薬局でオンライン資格確認が開始されることに伴い、4月以降に交付する岸和田市国民健康保険被保険者証等の被保険者番号に枝番（2桁）が追加されます。現在お持ちの枝番のない国民健康保険被保険者証等も今まで通り使用できます。
 ※ オンライン資格確認とは、マイナンバーカードや健康保険証を利用して、医療保険の資格確認をオンラインで行うことです。詳しくは市ホームページをご確認ください。



加入・脱退手続きに必要なもの

| | 加入 | 脱退 |
|----|---|---|
| 郵送 | <ul style="list-style-type: none"> 異動申請書 職場の健康保険の資格喪失証明書（任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可） 顔写真付きの本人確認書類のコピー マイナンバーがわかるもののコピー | <ul style="list-style-type: none"> 異動申請書 新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー 脱退する人の国民健康保険被保険者証 顔写真付きの本人確認書類のコピー マイナンバーがわかるもののコピー |
| 窓口 | <ul style="list-style-type: none"> 職場の健康保険の資格喪失証明書（任意継続の2年満了による場合は、被保険者証のコピーも可） 手続きに来た人の顔写真付きの本人確認書類 マイナンバーがわかるもの | <ul style="list-style-type: none"> 新たに加入した健康保険の被保険者証のコピー 脱退する人の国民健康保険被保険者証 手続きに来た人の顔写真付きの本人確認書類 マイナンバーがわかるもの |

※ 異動申請書は市ホームページからダウンロードできます。希望者には郵送します。

新

たな医療証を3月末に送付

4月以降継続して子ども医療の受給資格がある新小・中学1年生に、新たな医療証を送付しました。届いていない場合はお問い合わせください。中学3年生までの子ども医

療の対象者でまだ申請していない人（ひとり親家庭医療、生活保護の受給者を除く）は、早めに申請をしてください。
 問合せ 子ども家庭課医療助成担当（☎423・9480）

精

子ども医療証・ひとり親家庭医療証・重度障害者医療証をお持ちの人へ 精神病床への入院が助成対象になります

4月1日（休）から精神病床への入院が助成対象となります。なお、この変更による医療証の差し替えはありません。子ども医療証に「精神病床

への入院は助成対象外です。」と印字されていて、4月1日（休）以降に精神病床に入院する場合は、子ども家庭課までお問い合わせください。

問合せ 子ども医療・ひとり親家庭医療：子ども家庭課医療助成担当（☎423・9480）、重度障害者医療：障害者支援課福祉医療担当（☎423・9090）

広告

広告問合せ

（株）I.M.総合企画（☎072・275・5449）
 （株）朝日オリコミ大阪（☎06・6226・1314）
 （株）宣成社（☎06・6222・6888）
 （株）ウィット（☎072・668・3375）